

北九州 PCB 処理事業所第1期施設（プラント設備）の解体撤去工事实施のための指針

令和4年2月3日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

1. 本指針について

JESCO の PCB 処理施設の解体撤去にあたり、全施設に共通するものとして、「PCB 廃棄物処理施設の解体撤去にあたっての基本方針」（以下、「基本方針」）及び「PCB 廃棄物処理施設解体撤去実施マニュアル（共通編）（以下、「共通マニュアル」）」が定められている。

基本方針には、各事業所の特性に合致した解体撤去の手法・工法・手順・工程とすることとされており、本指針は、北九州 PCB 処理事業所第1期施設（以下、「北九州1期施設」）（プラント設備）の特性を踏まえ、その解体撤去工事を安全に行うために策定するものである。

北九州1期施設については、先行工事や事前作業において、一部のプラント設備の解体撤去を既に終えており、今回の工事は既解体撤去設備及び換気空調設備等の施設の維持管理に必要な機器を除いたプラント設備の解体撤去が対象となる。

※継続して稼働させるプラント設備：換気空調設備、電気室の電気設備、屋外設置のプラント設備等

2. 解体撤去実施マニュアル（共通編）の適用

本指針に基づき、今回の工事は「共通マニュアル」を適用する。共通マニュアルには、令和元年度より実施してきた北九州1期施設の先行工事の知見が反映されている。特に、「共通マニュアル」に規定された解体撤去の実施方針である以下の三点を踏まえて、工事を実施する。

- ・周辺環境の保全の徹底
- ・作業者の安全衛生の確保における万全な対応
- ・PCB を始めとする各種環境負荷物質への適切な対応

なお、共通マニュアルでは、プラント設備の解体工事着手基準まで PCB を除去分別することが困難な場合には適切な防護対策を講じた上で解体工事を行うこととされているが、今回の対象工事において、そのような場合は想定されていない。

3. 解体撤去工事の実実施計画

JESCO は、PCB 廃棄物処理施設の解体撤去にあたり、地元自治体との協定等に基づき、工事の具体的な内容を定めた実施計画を作成する。今回の工事の実実施計画には「共通マニュアル」を参考に、以下の内容を含むものとする。

- ・工事の概要（施設の概要、工事の順序や対象範囲、工事の実施体制、スケジュール等）
- ・工事の対象となるプラント設備の PCB 付着状況
- ・工事の環境対策・安全対策（周辺環境のモニタリング、労働安全衛生対策、PCB 廃棄物を含む解体撤去物の適正処理等）
- ・工事に関する情報共有・公開についての具体的な方法

工事の実施計画を北九州市 PCB 処理監視会議において説明する。

4. 解体撤去工事にあたっての留意事項

JESCO の PCB 廃棄物処理施設を解体撤去する際には、各事業所特有の条件等に対応した個別の留意事項を策定することが、「共通マニュアル」において規定されており、北九州 1 期施設（プラント設備）の解体撤去工事にあたっては、以下の点に留意して進めることとする。

- (1) 北九州 PCB 廃棄物処理事業所第 2 期施設（以下、「北九州 2 期施設」）の運転等との調整を十分に行う。
- (2) 北九州 1 期施設内に存在する高濃度の PCB は、既に先行工事や事前作業において除去されているが、今回の工事の実施中に発見された場合には、北九州 2 期施設の活用を含めて、処理を行う。
- (3) 工事の実施前に、北九州 1 期施設と北九州 2 期施設の間設備的な縁切りを行う。
- (4) 金属ナトリウム分散剤 (Sodium Dispersion: SD) については、特別な対応が必要のため、今回の工事とは別に安全に失活作業を終える。

5. 工事の進捗状況の確認

工事の進捗状況について、JESCO 北九州事業部会及び北九州市 PCB 処理監視会議の委員に、現場立ち入りを含めて確認いただくこととする。

6. 他事業所への展開

今回の工事は JESCO の PCB 廃棄物処理施設の最初の解体撤去工事となることから、他の施設の解体撤去の参考となるよう、工事の実施状況について、文書や写真、ビデオ等での記録を残し、これらの経験を展開することとする。

7. その他

本指針は、今後の工事の進捗などを踏まえ適宜改訂を行う。改訂にあたっては、JESCO 北九州事業部会等において専門家のご意見を伺うこととする。

以 上